

参 考 资 料

目 次

I コロナ危機下の経済社会

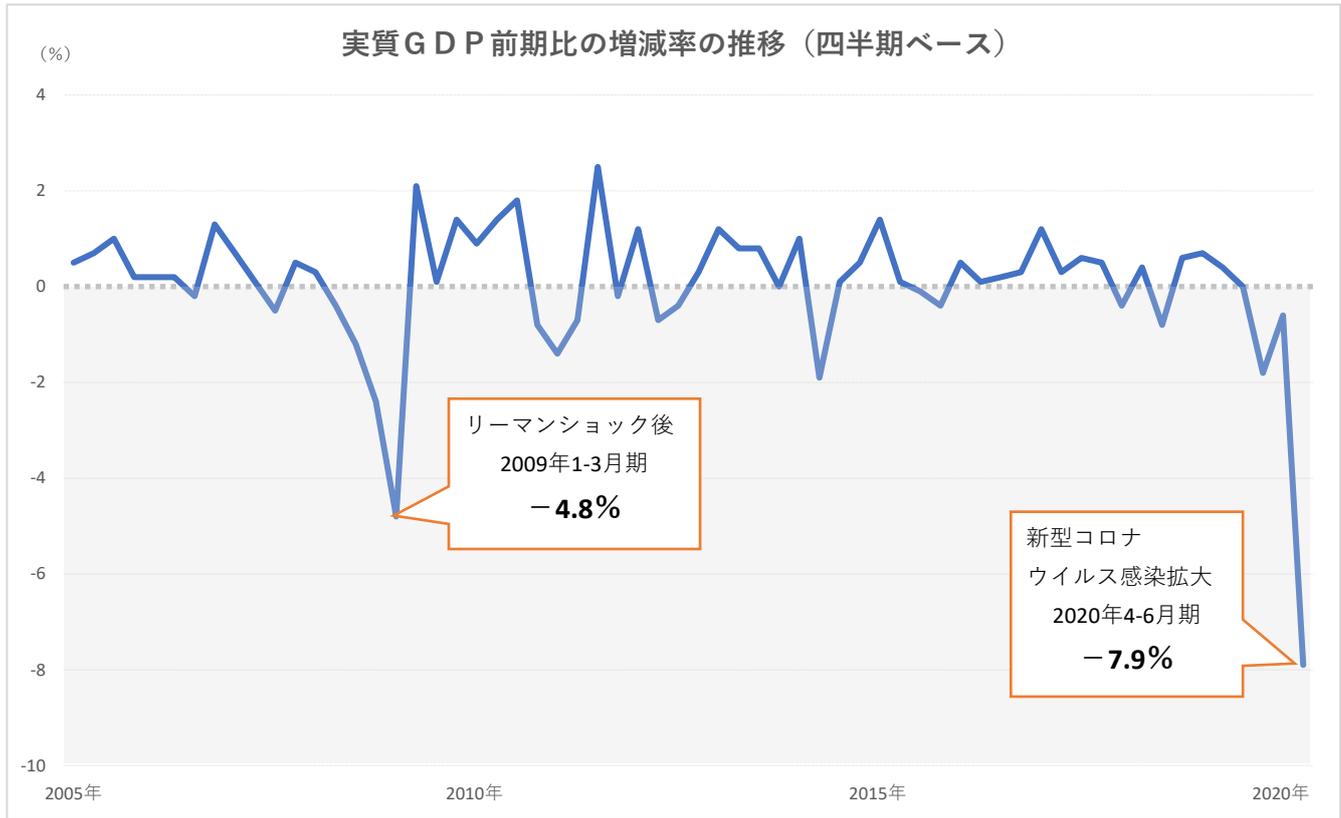
実質GDP成長率の推移	1
基礎的財政収支（対GDP比）の推移と見通し（成長実現ケース）	1
新型コロナウイルス感染症の企業収益への影響（産業全体）	2
新型コロナウイルス感染症の企業収益への影響（サービス業）	2
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 概要	3
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 創設の経緯	3
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要	4
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 創設の経緯	4
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の概要	5
東日本大震災復興特別会計	5
東日本大震災の復興特別税	6

II 感染症対策と税制

給付付き税額控除の概要	7
給付付き税額控除の類型	7
各国のテレワーク関連税制	8
国際連帯税	8
デジタル課税（OECDにおける検討）	9
デジタルサービス税（DST）	9
デジタル課税・DST等に関する最近の状況	10
EUのグリーンディール政策と炭素国境調整措置	10
トービン税	11
地球温暖化対策のための税	11
国際観光旅客税	12
新型コロナウイルス感染症に係る国際機関への拠出状況（外務省）	12
新型コロナウイルス感染症に係る国際機関への拠出状況（厚生労働省）	13

コロナ危機下の経済社会

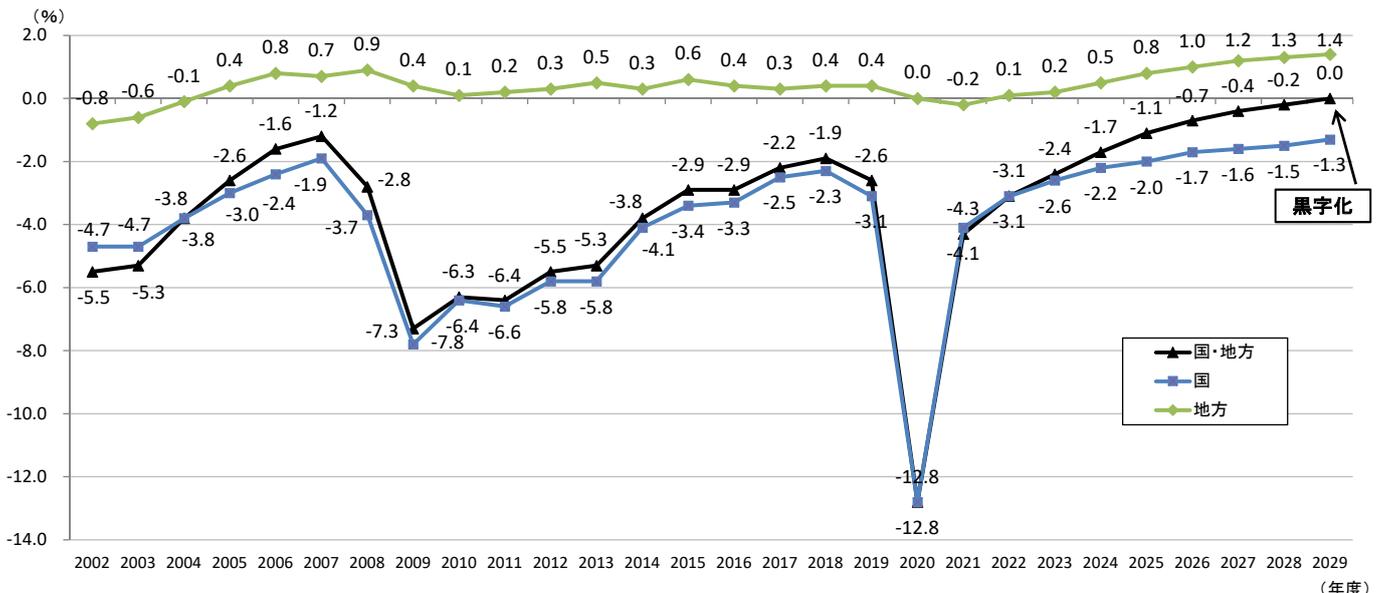
実質GDP成長率の推移



注1 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算（GDP統計）」（2020年4-6月期二次速報）より作成。
注2 季節調整値を使用。

基礎的財政収支（対GDP比）の推移と見通し（成長実現ケース）

国・地方のプライマリーバランス対GDP比は、成長実現ケースでは、歳出改革を織り込まない場合で2025年に▲1.1%となり、2029年度にはプライマリーバランスは黒字化するとの見通しがなされている。



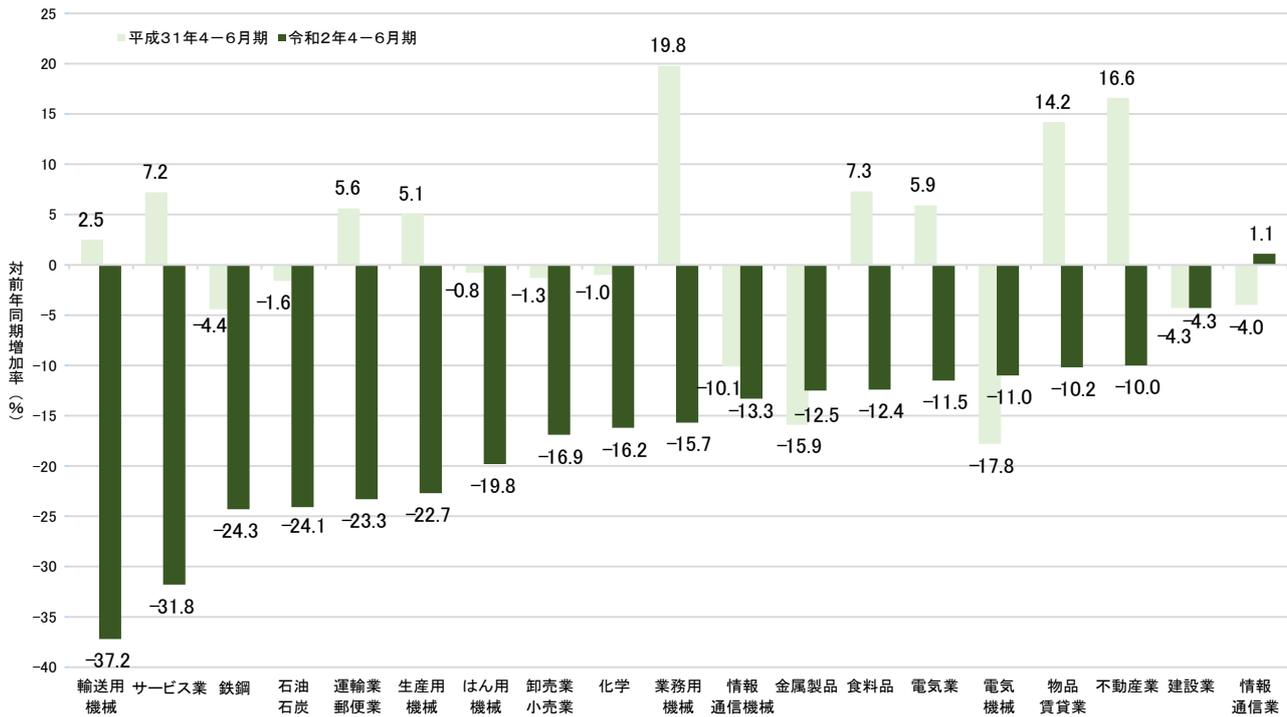
国・地方のプライマリーバランスの実額の推移

年度	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022	2024	2026	2028
基礎的財政収支	▲28.1	▲20.0	▲8.5	▲14.4	▲31.5	▲27.0	▲19.6	▲15.3	▲10.5	▲67.5	▲17.5	▲10.5	▲4.8	▲1.3
国	▲24.1	▲19.7	▲12.8	▲19.1	▲31.9	▲28.6	▲21.0	▲17.6	▲12.7	▲67.6	▲17.8	▲13.7	▲11.4	▲10.2
地方	▲4.0	▲0.3	4.2	4.6	0.4	1.6	1.5	2.2	2.2	0.0	0.3	3.2	6.6	8.9

注 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和2年7月31日経済財政諮問会議提出）」より作成。

新型コロナウイルス感染症の企業収益への影響（産業全体）

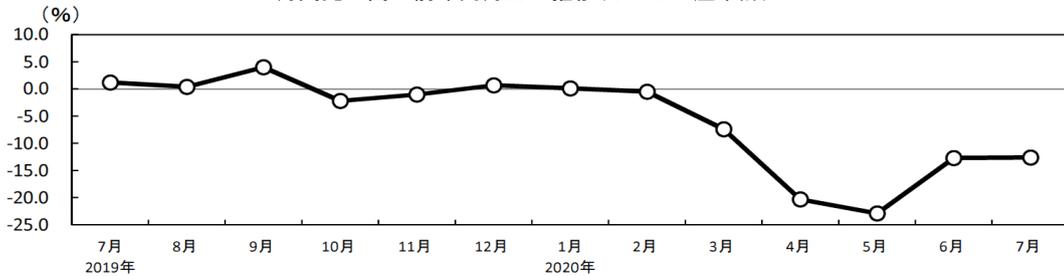
業種別 売上高増加率の比較（令和2年4－6月期）



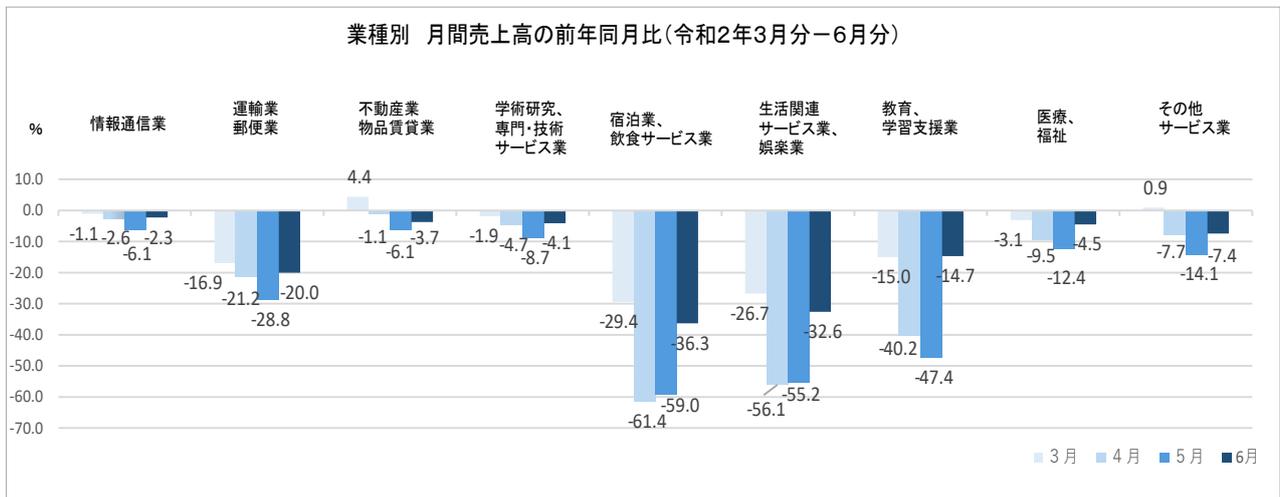
注1 財務総合政策研究所「四半期別法人企業統計調査(令和2年4～6月期)」(令和2年9月1日)より作成。
 注2 サービス業には宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業(広告業等)、医療、福祉業、教育、学習支援業、職業紹介・労働者派遣業等が含まれる。

新型コロナウイルス感染症の企業収益への影響（サービス業）

月間売上高の前年同月比の推移（サービス産業計）



業種別 月間売上高の前年同月比（令和2年3月分－6月分）



注1 総務省統計局「サービス産業動向調査2020年(令和2年)」(3月、4月、5月、6月、7月分)より作成。
 注2 学術研究、専門・技術サービス業は「学術・開発研究機関」及び「純粋持株会社」を除く。生活関連サービス業、娯楽業は「家事サービス業」を除く。教育、学習支援業は「学校教育」を除く。医療、福祉は「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。その他サービス業は「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定
 ※同年4月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受け入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を創設。

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

本対策の規模

	総合経済対策 ¹	緊急対応策 第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。
 (注2)「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。

本対策の効果(4月24日内閣府公表)

- ・ 支出が直接的にGDPを下支え・押し上げる効果は、**実質GDP換算で4.4%程度**
- ・ 資金繰り支援や納税猶予等は、**事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果**

注 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更)より抜粋。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 創設の経緯

○ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設する

令和2年度補正予算(第1号) ※4月30日成立、以下「第1次補正予算」

- ・ 計上額 1兆円
- ・ 5月29日の実施計画の提出(第1次)までに都道府県47団体、市町村1741団体、計1788の全ての交付対象自治体から、合計約24,000事業、配分額にして約7000億円分の計画の提出
- ・ 残約3000億円分の配分については、※1
 国庫補助事業等の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込み(取扱いについては別途通知)

令和2年度補正予算(第2号) ※6月12日成立、以下「第2次補正予算」

- ・ 計上額 2兆円
- ・ 新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充

※1 第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(厚生労働省)が国費10/10とされたことから、第2次補正予算で措置された国庫補助事業に係る地方負担額についても、第1次補正予算の残約3000億円の配分において算定する見込み

注 内閣府「令和2年度補正予算(第2号)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」(令和2年6月25日)より抜粋。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

	第1次補正予算	第2次補正予算
予算額	1兆円	2兆円
	総額 3兆円	
所管	内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行	
交付対象等	① 交付対象 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村） ② 交付方法 実施計画に掲載された事業に対し、 ^{※1} 交付限度額を上限として交付金を交付 ③ 交付限度額 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定 ^{※2}	
	① 事業継続等への対応分 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定 ② 「新しい生活様式」等への対応分 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定	
用途	地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに実施する ・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当	
	① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応 ② 「新しい生活様式」等への対応の事業に充当	

※1 交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象 ※2 国庫補助事業の地方負担額等に基づく算定は今後通知
 注 内閣府「令和2年度補正予算(第2号)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」(令和2年6月25日)より作成。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 創設の経緯

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))

1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

都道府県における医療機関の体制(病床・人工呼吸器・人工肺・医療従事者等)及び軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保(「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の創設)

<施策の目的>

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の实情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援する。

令和2年度第一次補正予算(第1号)(令和2年4月30日成立)

- ・ 計上額 公費2,972億円、うち国費1,490億円
- ・ 国と地方の負担割合 国1/2、都道府県1/2 (市区町村事業は間接補助(国1/2、都道府県1/2)の対象)

令和2年度第二次補正予算(第2号)(令和2年6月12日成立)

- ・ 計上額 2兆2,370億円
- ・ 本交付金については、第一次補正予算による措置を含め、国10/10負担とする。
- ・ 医療提供体制の整備等について、既存事業を拡充。また、交付金の対象となる取組を新たに追加。
- ・ 介護・福祉分野の支援についても、新たに交付金の対象に追加。

注 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策<施策例>」(令和2年5月)、厚生労働省「令和2年度厚生労働省補正予算(案)の概要」、同「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案のポイント」、同「令和2年度厚生労働省第二次補正予算(案)の概要」等より作成。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の概要

第一次補正予算（公費2,972億円、うち国費1,490億円）【負担割合 国1/2、都道府県1/2】

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる**医療提供体制の整備等**について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金を創設する。

- ・入院患者を受けれる病床の確保、消毒等支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、個人防護服、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置 等

第二次補正予算(2兆2,370億円)【負担割合 国10/10】へ変更(第一次補正予算の措置を含める)

新型コロナウイルス感染症緊急支援交付金を**抜本的に拡充し、医療や介護・福祉の提供体制の整備等**を促進する。

拡充: 医療分(1兆6,279億円) 新規(1兆1,788億円)、既存事業の増額(3,000億)、一次補正の都道府県負担分の国費措置(1,490億円)

- ・重点医療機関(新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)の病床の確保
- ・重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

新規: 介護分(4,132億円) **障害福祉サービス分**(1,508億円)

感染症対策の徹底支援、介護又は障害福祉サービス施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給
サービス再開に向けた支援 等

新規: 児童福祉施設等への支援(452億円)

医療機関や感染症専門家による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導等
マスクや消毒液等の備品に対する支援、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費等

注 厚生労働省「令和2年度厚生労働省補正予算案(参考資料)」、同「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案(参考資料)」より作成。

東日本大震災復興特別会計

<概要>

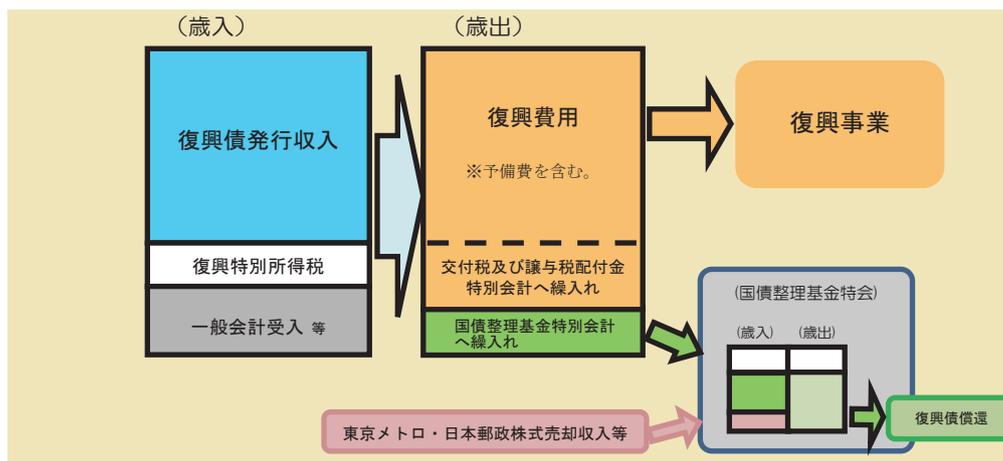
東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度から新たに新設された。(特別会計法第222条第1項)

<具体的な事業の内容>

- ① 災害救助等関係事業、② 災害廃棄物処理事業、③ 復興関係公共事業等、④ 災害関連融資関係事業、⑤ 地方交付税交付金
- ⑥ 東日本大震災復興交付金事業、⑦ 原子力災害復興関係事業、⑧ その他(被災中小企業等の施設等の復旧・整備費用に対する補助金等)

<東日本大震災復興特別会計の仕組み(資金の流れ)>

復興債発行収入、復興特別所得税及び一般会計からの受入れを主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に予算を計上して復興事業を行う。また、復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れる。

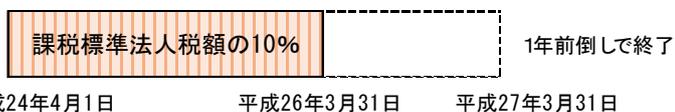


注 財務省「令和元年度版特別会計ガイドブック」より作成。

東日本大震災の復興特別税

- 東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保することを目的とし、復興特別税が創設された。
- 平成24年度から令和19年度(2037年)までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用の償還に要する費用の財源に充てられる。

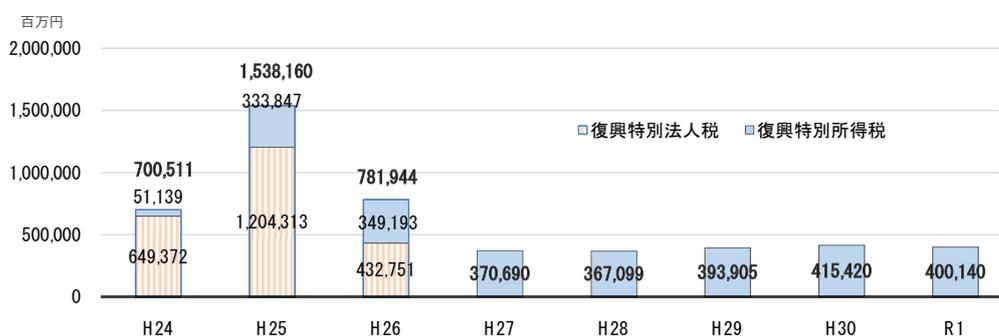
復興特別法人税
(2年間の事業年度)



復興特別所得税(25年)



復興特別税の税収推移



注 財務省「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」、「租税及び印紙収入決算額調一覧」等より作成。

II 感染症対策と税制

給付付き税額控除の概要

給付付き税額控除とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度。

○所得控除と税額控除の違い

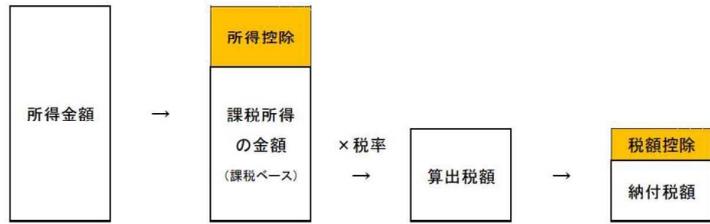
- ・ 所得控除…税率を乗じる前の所得から控除。
累進税率の下では、高所得者ほど税の軽減額が大きくなる。
- ・ 税額控除…税率を乗じた後の算出税額から控除。
高所得者と低所得者で同額の税額を軽減できる。

どちらも納付税額が減ることでは変わらないが、垂直的公平性や課税ベースの広さの観点からは、税額控除が望ましいとされる。

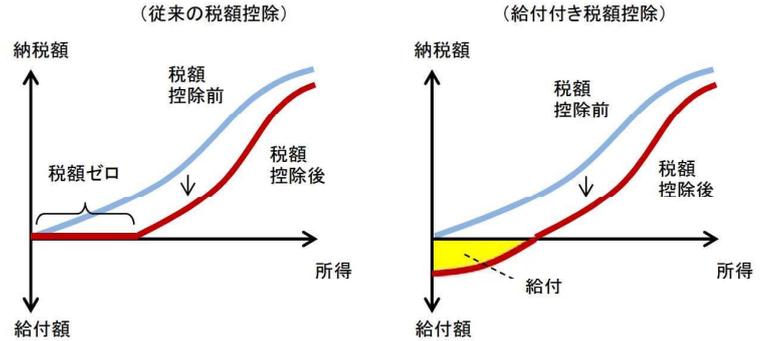
○給付付き税額控除の特徴

課税最低限以下の者や十分な納税額がない者に対しては「給付」を行うものであり、低所得者層に対する社会保障給付と税額控除が一体化した仕組み。

【個人所得課税の計算フロー】



【従来の税額控除と給付付き税額控除のイメージ】

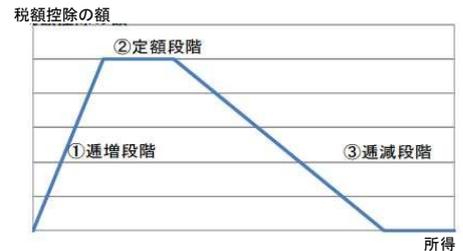


注 「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日)、「給付付き税額控除に関する調査報告書」(東京都主税局委託調査)(平成23年9月)より作成。

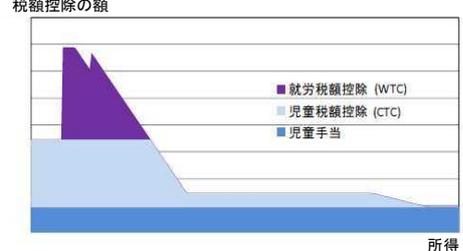
給付付き税額控除の類型

諸外国においては、既存の社会保障制度における問題点を解決するための一方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存の制度との関係を整理した上、それらを補完、あるいは改組する形で「給付付き税額控除」が導入・拡充されている。

【アメリカの勤労税額控除のイメージ】



【イギリスの児童税額控除のイメージ】



【カナダのGSTクレジットのイメージ】



1 「勤労税額控除」

勤労所得のある世帯に対して、主として低所得者の勤労意欲の促進を目的として、勤労を条件に税額控除(減税)を与え、所得が低く控除しきれない場合には給付するもの

…アメリカやイギリスにおいては、低所得者に対して定額の社会保障給付が行われていたため、働けるのに働かないという問題が生じていたところ、勤労を前提に、所得に応じた給付を行う「就労税額控除」(いわば賃金率の嵩上げ)を導入し、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っている。

2 「児童税額控除」

母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に、子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逓減されるもの

…イギリスやカナダにおいては、育児支援策が複数の制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、「児童税額控除」が導入された。

3 「消費税逆進性対策税額控除」

消費税が持つとされる逆進的な性質を緩和するためのしくみ

…カナダにおいては、GST(付加価値税)導入と同時に、GSTの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点からGSTクレジットが導入された。

注 政府税制調査会第13回専門委員会資料(平成24年5月28日)及び「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 678、2010年4月22日)、カナダ歳入庁ホームページ等より作成。

各国のテレワーク関連税制

 <p>イギリス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2003年に、テレワーク時に発生する費用の一部又は全部を雇用主が負担する場合、所得税の課税対象としないことが定められた。 ■テレワークを行った場合、冷暖房費、水道料金、家財保険料、電話代、インターネット料等の費用が対象(住宅ローンの利子、家賃、カウンセル・タックス^(注1)等、在宅勤務の有無に関わらず発生する費用は対象外)。控除額は、実際の費用に基礎税率を掛けて算出される。一週間当たり6ポンドまでの費用は領収書等の提出が不要(2020年4月6日以降、それまでの週4ポンドまでから引上げ)。 ■新型コロナウイルス感染拡大後の措置として、従業員がテレワークをせざるを得ない場合に購入したパソコン、周辺機器、机等のホームオフィスに要する費用を雇用主が補填した場合も非課税となった^(注2)。
 <p>カナダ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■従業員は、総労働時間の50%以上を自宅で仕事していることや雇用主から補填を受けていないこと等を条件に、電気代、ガス代、照明器具、清掃用品、家屋の軽微な修理等の費用が所得控除の対象となる(住宅ローンの利子、固定資産税、家財保険料等は対象外)。 ■文具、切手、インクカートリッジ等の消耗品の費用を従業員が提出した領収書に基づき雇用主が補填した場合は、所得税非課税。 ■従来は、家具、コンピューター機器等のホームオフィス設備に対する雇用主からの補填は所得税の課税対象とみなされていたが、新型コロナウイルス感染拡大後の措置として、500カナダドルまでは非課税となった。
 <p>オーストラリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■従業員は、雇用主から補填を受けていないことを条件に、冷暖房費、電気代、対象エリアの清掃費用、電話代、インターネット料、紙やインクの費用、300豪ドル以下のホームオフィス機器(パソコン、プリンター等)の費用等が所得控除の対象となる。 ■テレワークの手当を受け取る場合、手当は課税対象となる。 ■新型コロナウイルス感染拡大後の措置として、個人所得税控除に簡素な計算方法を導入(1時間当たり控除単価×テレワーク時間)。
 <p>アメリカ ジョージア州</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2006年7月に、民間企業のテレワーク導入を促進するための優遇税制が州法で制定された。 ■ジョージア州に所在する企業が、テレワークの導入のために「テレワークアセスメント」を行った場合、それに要した費用に対し最大2万ドルの州法人所得税を控除。 ■その他、雇用主は、テレワークに必要なパソコン、ハードウェア、ソフトウェア、モデム、データ処理機器、通信機器等の費用を含むテレワーク費用に対して、従業員一人当たり最大1万2千ドルの州法人所得税を控除。

注1 18歳以上の居住用不動産を所有又は賃借している者に課される税。

注2 以前は、雇用主が直接負担した場合のみ所得税非課税であり、従業員が購入して雇用主から補填された場合は所得税の課税対象であった。なお、当該制度は2020年及び2021年(課税年度)を対象とした時限措置である。

注3 本資料は、令和2年10月時点で確認できた情報(注4記載)を基に主要なものを掲載。

注4 一般社団法人日本テレワーク協会「テレワークの推進のための調査研究」(平成19年3月)、イギリス政府ホームページ、カナダ蔵入庁ホームページ、オーストラリア国税庁ホームページ、アメリカ・ジョージア州政府ホームページ等より作成。

国際連帯税

<概要・導入の経緯>

- 国際連帯税構想は、感染症、貧困、温暖化など地球規模の課題に取り組むための安定的な財源確保を目的としたもの。
- 2000年、国連ミレニアム・サミットにて、「国連ミレニアム宣言」が採択され、**ミレニアム開発目標(MDGs)が策定**される。^(注1)
- 2002年、国連開発資金国際会議にて、MDGs達成にはODAだけでは不十分との認識の下、**革新的資金メカニズムが議論**される。
- 2004年、フランスのシラク大統領の諮問機関ランドー委員会が、航空券税、金融取引税、炭素税など国際課税方式を提案。
- 2006年、フランスが航空券に課税する国際連帯税導入。英仏など5か国により国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)が発足。
- 2015年、国連サミットにて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、**持続可能な開発目標(SDGs)が策定**される。^(注2)
- 現在、国際連帯税のうち、航空券連帯税が一部の国で導入されている(資料「航空券連帯税」参照)。

<我が国における最近の検討状況(外務省)>

- 平成29年2月:「国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計及び効果・影響の試算等」
我が国で国際連帯税制度を導入する際の具体的設計を提言。
重点的に制度設計等を検討する課税方法として、航空券連帯税、金融取引税、炭素税、旅券手数料への課税の4つを選定・評価。
- 令和元年:「令和2年度 税制改正要望(外務省)」
「国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設」の要望を提出。税目:国際連帯税(国際貢献税)^(注3)
- 令和2年7月:「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会 最終論点整理」
「昨今の新型コロナウイルスの影響を受け、感染症対策等の地球規模課題に対応するための資金需要に応える必要性は国民の共感を得られようが、課税については様々な課題がある。昨今の新型コロナウイルスの流行により日本経済全体が大きな打撃を受けている状況下での新税の導入が現実的と言えるかという問題もある。」

注1 2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットで21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標(MDGs)」である。MDGsは国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げている。

注2 持続可能な開発のための2030アジェンダは、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)を策定。

注3 外務省は、平成22年度から令和元年度まで国際連帯税新設の税制改正要望を提出。

注4 国連開発計画(UNDP)ホームページ、外務省・財務省ホームページ、グローバル連帯税フォーラムホームページより作成。

デジタル課税 (OECDにおける検討)

課題・背景

多国籍企業が国際的な税制の間隙を突いて税負担を軽減・回避する行為や問題は、税源浸食と利益移転(BEPS)と呼ばれ、リーマンショック以降、国際的に大きな問題となっていた。そこで、国際課税の新ルールを、世界経済及び企業行動の実態に即したものとすること、各国政府やグローバル企業の透明性を高めることなどを目的にOECDがBEPSプロジェクトを立ち上げた。

■2019年1月、OECD・BEPSプロジェクトが示した解決策の2つの柱

第1の柱

- 国際課税原則の見直し
- ①ユーザー参加(英国案)
- ②マーケティング無形資産(米国家)
- ③重要な経済的存在(インド等新興国家)

第2の柱

グローバルな税源浸食への対抗措置の提案

2019年10月 OECD事務局案

■主に第1の柱について、3案を統合し「統一アプローチ」を公表 ■4つの点から提案

(1) 範囲

デジタル事業に限定せず、広く消費者向けビジネスを対象とする

(2) 新たなネクサス

市場法域の経済に持続的かつ重要な関与を有する場合にネクサスが認められる

(3) 新たな利益配分ルール

移転価格税制におけるアームズ・レングス原則(独立企業間価格に基づく課税)を超えたルールの策定

(4) 企業利益の3階層化

企業の利益を事業内容別に3階層に分けて税額を算出することで租税をより確実に安定的なものとする

2020年1月 OECD大枠合意

■事務局案を踏まえて示された新たなルールの大枠に合意 ■3つの具体的な「対処案」が示された

第1の柱 課税権配分のルールの一部変更

【1】 新課税権 (Amount A)

一定の条件を満たす多国籍企業の連結利益の一定割合を売上金額に応じて各国に定式的に配分し、課税する

第2の柱 BEPS問題への対応: 国際的に合意された率によるミニマム税

【2】 所得合算ルール

多国籍企業の母国からの措置として、軽課税国のグループ企業の利益にミニマム税率の追加課税を行う

【3】 軽課税支払損算入否認ルール

多国籍企業が事業を展開する市場国側からの措置として、ミニマム税率以下の課税しか受けないグループ会社に支払われる使用料等の損算入を否認し、実質的に課税する

注 東京都税制調査会「令和元年度東京都税制調査会答申」(令和元年10月31日)、東京都主税局委託調査「デジタル経済における国際課税ルール等に関する調査報告書」(令和2年3月)、岡直樹「OECDデジタル国際課税策の評価と合意可能性【下】 BEPS」等より作成。

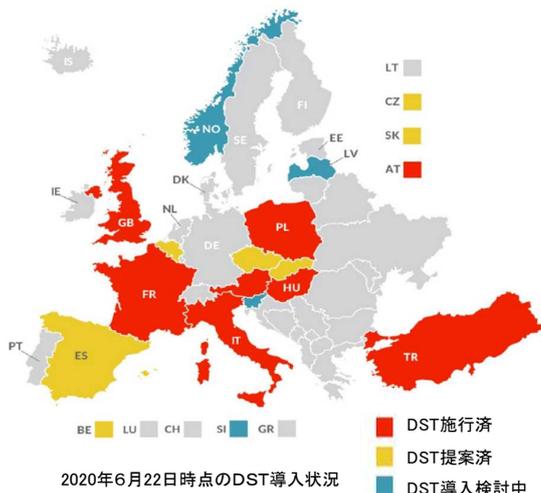
デジタルサービス税 (DST)

デジタルサービス税(DST)概要

デジタル事業の売上(グロス)に対する課税。課税根拠として物理的施設を必要とせず、課税国である消費地での売上に対し一定割合を課税する。租税条約の対象とはならないことから、OECDにおける国際合意を待たずに複数の国が独自に導入を開始している。課税の対象となる具体的な分野は、検索エンジンやオンライン広告、ユーザーデータの販売等、導入国によって異なる。

	DST	新課税権(Amount A)
施行根拠	独自の措置	国際合意に基づく課税
課税根拠(物理的施設)	不要	不要
対象事業	デジタル事業に限定	デジタル事業に限定しない
課税標準	売上金額(経費等を控除しないグロスの金額)	みなし超過利益(売上高に一定の利益率を乗じて算出)の一定割合

EU諸国の導入例



国	税率	対象分野	状況
ベルギー	3%	・オンライン広告の販売 ・ユーザーデータの販売 ・ユーザー間で商品の売買等を可能にするプラットフォーム	国際合意に至らなかった場合、2023年より施行予定
フランス	3%	・デジタルインターフェースの提供 ・ユーザーデータに基づいた広告	2019年1月に遡及して施行(2020年12月までは徴収猶予)
ハンガリー	7.5%	・オンライン広告	2019年7月より施行
イタリア	3%	・デジタルインターフェースでの広告 ・ユーザーが商品やサービスを売買することを可能にする多国間デジタルインターフェース ・デジタルインターフェースを使用して生成されたユーザーデータの送信	2020年1月より施行
スペイン	3%	・オンライン広告サービス ・デジタルプラットフォーム上の取引仲介 ・ユーザーデータの販売	2021年1月より施行
トルコ	7.5%	・オンラインサービス(広告、コンテンツ販売等)	2020年3月より施行
イギリス	2%	・ソーシャルメディアプラットフォーム ・検索エンジン ・オンライン市場	2020年4月より施行

注 岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望(BEPS)」、Tax Foundation「Digital Service Taxes in Europe」(2020年6月22日)、KPMG「Taxation of the digitalized economy」(2020年10月27日)、Tax Foundation「Spanish Taxpayers to Be Hit by Two Major Taxes in 2021」(2020年10月7日)等より作成。

デジタル課税・DST等に関する最近の状況

DST導入の動きは欧州からアジアや南米に広がっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が各国の独自課税の動きを加速させている。また、一部の国はDSTに代わる類似の措置を取っている。例えば、インドネシアでは、特定のデジタル事業の付加価値税(VAT)を10%まで引き上げた。一方、アメリカ合衆国通商代表部(USTR)は、それらの措置を行う国に対し、報復措置として通商法301条に基づく調査を開始した。

OECD・G20等の動き		USTR、DST等を巡る動き
2019年 7月		USTRがフランスDSTについて調査開始
12月		USTRが報復関税リスト公表
2020年 1月	135か国以上が参加するBEPS包摂的枠組みで年末までの合意を目指した「大枠合意」合意	仏・米首脳会議でフランスDSTの延期(2020年中)及び報復関税発効保留などに合意
2月	G20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認	
6月	(19日)グリアOECD事務総長が、2020年末までの国際合意に向けた議論継続を訴えるステートメントを公表	(2日)USTRがイギリス他9の国・地域のDSTについて調査開始 (12日)米財務長官が仏、英、伊、スペインの財務大臣に書簡を送り、OECDにおける議論の中断を提案
7月	包摂的枠組作業進捗レポート公表	(1日)インドネシア・特定のデジタル事業者のVAT引上げ (10日)USTRがフランスへの報復関税を決定 (29日)フィリピン・多国籍企業のデジタル事業収入に対する課税法案可決 (30日)スペイン・下院でDST法案通過
8月	国際連合が独自のデジタル課税案を提示	
10月	2020年末までの国際合意を2021年半ばへ見送り	(7日)スペイン・上院でDST法案可決、2021年より施行予定
12月		仏・DST徴収開始
2021年 1月		英・DST徴収開始
2月		伊・DST徴収開始

注 岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望 (BEPS)」、経済協力開発機構 (OECD) ホームページ、日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホームページ、KPMG「Taxation of the digitalized economy」(2020年10月27日)、Tax Foundation「Spanish Taxpayers to Be Hit by Two Major Taxes in 2021」(2020年10月7日)、Bloomberg Tax「UN Effort to Help Developing Countries Tax Big Tech Moves Ahead」(2020年10月28日)等より作成。

EUのグリーンディール政策と炭素国境調整措置

グリーンディール政策

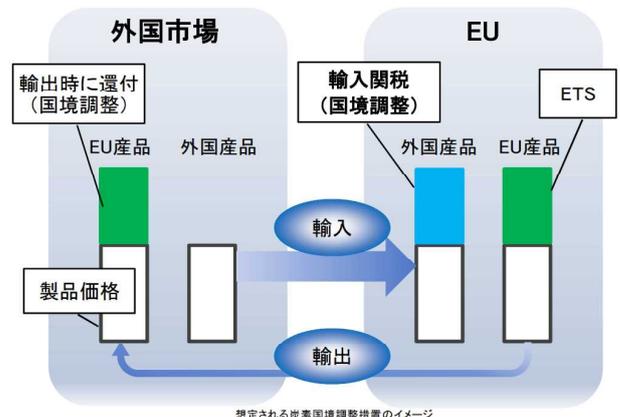
- 欧州委員会が2019年12月に発表した、2050年に温室効果ガス排出が実質ゼロとなる「気候中立」を達成するという目標と2030年に向けた行動計画を取りまとめた新たな経済成長戦略。
- 欧州委員会は、2030年の温室効果ガス排出削減目標を、1990年比40%削減から55%まで引き上げる方針(欧州議会は10月に60%削減案を可決)。
- 2050年までの気候中立達成を目指す欧州気候法の制定、EU-ETS指令やエネルギー税制指令の改正、EU域外企業に対する炭素国境調整措置(Carbon border adjustment mechanism)の導入等を進めていくとしている。

炭素国境調整措置

- 特定分野を対象に、環境基準の低い又は環境基準を設けない第三国から輸入される物品に対し、国境で何らかの形で課徴金を課す仕組み。
- EUにおける検討では、域内の生産拠点が環境基準の緩い域外の第三国に移転される、又はEU産の製品がよりCO2排出がより多い手法で製造された輸入品に取って代わる等の「カーボンリーケージ」を防止する狙いがある。
- 実現に向けた課題として、(1)WTOのルールでは域内市場における輸入品と域内品の差別が禁じられているため整合性が取れる制度設計が必要、(2)世界貿易に影響を与える保護的措置となりがねない、等が挙げられる。

主な提案内容とタイムテーブル

2020年3月	欧州気候法・法案提出
2020年10月	欧州気候法・修正案可決
2021年6月まで	EU-ETS(排出量取引制度)指令、エネルギー税制指令等の改正案提出
2023年まで	炭素国境調整措置導入



注1 日本貿易振興機構(ジェトロ)「欧州グリーン・ディールの概要と循環型プラスチック戦略にかかわるEUおよび加盟国のルール形成と企業の取り組み動向(2020年3月)」、「ビジネス短信」(2020年9月18日)、環境省「税制全体のグリーン化推進検討会」資料(令和2年度第1回資料5、平成24年度第2回資料2)、European Council「Special meeting of the European Council (17, 18, 19, 20 and 21 July 2020)」等より作成。

2 炭素国境調整措置は、グリーンディール発表前には「炭素国境税」(Carbon border tax)と呼ばれていた。欧州委員会は、2019年12月に発表したグリーンディールに関する政策文書にて、国際的な貿易ルールとの整合などへの配慮から「炭素国境調整措置」という用語を使用することとしたと説明している。

トービン税

<概要>

- 投機的取引を抑制するため、短期的な為替取引に低率で課税する通貨取引課税。ジェームズ・トービン(1918-2002年)が提唱した。
- 地球規模の課題に対する財源とする目的で、様々な視点から導入に向け議論がされている。
 - ① 金融危機対策費用 ② 通貨危機防止 ③ 発展途上の開発費用 ④ 感染症対策・貧困・温暖化対策費用等
- 2002年の国連開発資金国際会議以降、ODAを補完する革新的な資金調達方法が注目され、通貨取引開発税、グローバル通貨取引税、金融取引税(例:通貨取引への課税、株・証券等への課税)等が検討されてきた。課税対象が金融取引に拡大している。

欧州における金融取引税

2008年の金融危機以降、金融市場の不安定性に対処するための手段及び税収源として議論されてきた。

各国独自の金融取引税

- 導入国:イギリス、フランス、フィンランド、ベルギー、アイルランド、イタリア、ポーランド、スイス(2019年時点)
- 課税対象や税率は各国によって異なる。(イギリス:0.5-1.5%、フランス:0.01-0.3%、フィンランド:1.6-2.0%等)

EU共通の金融取引税

- 世界金融危機の公的支援などでひっ迫した各国財政への新たな財源とする目的で、2011年にEU指令案を発出。
- 課税対象は、EU域内に設立された金融機関の間で行われる全ての金融取引(債券、株式、デリバティブ等)。
- 全てのEU加盟国での導入を目指したが、イギリス等の反対があったため、2013年、「強化された協力」の制度を適用し、EU11か国での先行導入を目指すこととなった。(注1)
- 当初、2014年1月導入予定だったが、課税対象や税率をめぐる協議が難航し、その後数度導入時期が延期された。
- 2019年12月、ドイツのショルツ財務相が、2021年にも導入を目指す金融取引税の法案の原案を公表。

▶ 2020年7月、新型コロナウイルスで打撃を受けた欧州経済を立て直すための「EU復興基金」の創設が合意。基金規模は7,500億ユーロ。合意内容では、共通債の償還に充てる新税として、金融取引税にも言及された。

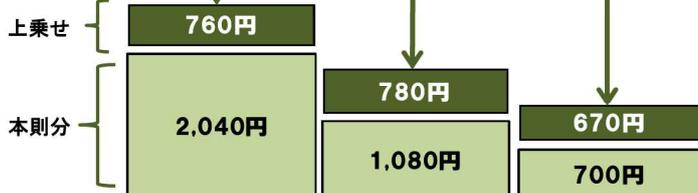
注1 EUには、加盟27か国の3分の1に当たる9か国以上の賛成で新たな規制や制度を先行導入できる「強化された協力(enhanced cooperation)」という仕組みがあり、これを運用した。同意した11か国は、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、エストニア。2015年にエストニアが離脱したため、現在は10か国で協議中。
 2 山口和之「トービン税をめぐる内外の動向」(国立国会図書館, 2013)、Tax Foundation「Financial Transaction Taxes in Europe」(January 23, 2020)、European Councilホームページ等より作成。

地球温暖化対策のための税

- 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げ
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採用する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

税率(段階的引き上げ)

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円



税収

税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円

(参考)家計への負担

税によるエネルギー価格上昇額	世帯当たりの負担額
ガソリン 0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油 0.76円/L	
電気 0.11円/kwh	
都市ガス 0.647円/Nm3	
LPG 0.78円/kg	

注 総務省「地方財政審議会(平成28年3月28日)」資料、環境省資料より作成。

国際観光旅客税

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・航空機による乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 <p>(注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</p>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<ul style="list-style-type: none"> ①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

注 財務省ホームページより抜粋。

新型コロナウイルス感染症に係る国際機関への拠出状況(外務省)

【令和2年度補正予算(第1号)】アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米等の途上国における感染拡大防止・予防のための支援 **840億円**

- アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米等の途上国での感染拡大防止のため、保健・医療分野での能力強化・物資提供等支援を実施(無償資金協力及び国際機関経由[UNICEF、UNDP、UNOPS、UNWomen、Gavi、IAEA、PAHO、WCO、FAO等])
- 東南アジア諸国を中心にヘルスケアシステムの整備支援や抗ウイルス薬・個人防護具備蓄を実施(アジア欧州財団等)
- アジア・アフリカにおいて、専門家による研修等を実施。また、中長期的な対応能力強化のため保健システム強化、人材育成等を実施(JICA、UNV)

補正予算(第1号)840億円内訳

(千円)

内訳	金額
新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無償資金協力	46,000,000
新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた開発途上国における技術協力	1,500,000
国際連合児童基金拠出金	7,499,818
国際連合開発計画拠出金	6,999,922
アジア欧州財団拠出金	5,693,731
G a v i ワクチンアライアンス拠出金	5,500,000
日・A S E A N 統合基金拠出金	5,480,000
国際連合プロジェクト・サービス機関拠出金	3,199,897
国際連合女性機関拠出金	500,000
平和的利用イニシアティブ拠出金	492,000
汎米保健機構拠出金	300,000
アジア生産性機構拠出金	200,000
国際連合パレスチナ難民救済事業機関拠出金	170,000
世界税関機構拠出金	170,000
国際連合食糧農業機関拠出金	123,200
アフリカ連合委員会拠出金	110,000
国際連合ボランティア計画拠出金	98,208
アジア海賊対策地域協力協定拠出金	12,000
合計	84,048,776

注 外務省「令和2年度外務省所管補正予算(第1号)」等より作成。

新型コロナウイルス感染症に係る国際機関への拠出状況（厚生労働省）

【令和2年度補正予算(第1号)】

国際連携の強化 **161億円**

- 感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)及びGaviワクチンアライアンスに対し、ワクチン開発・製造・供給のための拠出

補正予算(第1号)161億円内訳 (千円)

内訳	金額
G a v i ワクチンアライアンス拠出金	5,500,000
感染症流行対策イノベーション連合拠出金	10,590,000
合計	16,090,000



【令和2年度補正予算(第2号)予備費】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用
(令和2年9月15日閣議決定)

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを共同購入する国際的な仕組みへの参加に必要な経費 **172億円** (COVAXファシリティへの拠出)

COVAXファシリティとは、Gavi、CEPI、WHOが主導する、ワクチンを共同購入する仕組み



注 厚生労働省「令和2年度厚生労働省補正予算(案)の概要」「令和2年度厚生労働省所管一般会計歳出予算補正(第1号)各目明細書」、内閣府「経済財政諮問会議」資料(令和2年第3回資料1-2)、首相官邸ホームページ、厚生労働省ホームページ等より作成。